

### 第342回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 平成25年4月2日（火）午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス  
（鳥取県倉吉市上井町1丁目9-2）
- 3 出席者 委 員：田口会長、米村委員、生越委員、武良委員、米田委員、祇園委員、  
景山委員、遠藤委員  
鳥取県：平野境港水産事務所長、清家漁業調整係長、森田漁業調整係長  
事務局：岸本事務局長、宮永次長、前田書記
- 4 傍聴者 0人
- 5 議事  
（1）漁業権一斉切替えに係る漁場計画案の検討状況について（協議）  
（2）第21回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

#### 6 議事の経過及び結果

定刻となり、岸本事務局長が開会を宣言し、田口会長の挨拶の後、議事録署名人として、米村委員、武良委員が指名され、議事に入った。

#### 議事1 漁業権一斉切替えに係る漁場計画案の検討状況について（協議）

〔議案について協議された。〕

森田係長が資料1に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい。説明が終了しましたので、これから質疑をしたいと思います。

〔米村委員〕 ちょっとよろしいですか。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔米村委員〕 この現行海面漁業権と漁場計画案の比較、2ページですね。2ページの定置漁業現行漁業権、これまで設定無しだ。それで、私が、頭にあることなんで、御来屋さんが定置漁業をやっていますね。

〔森田係長〕 あれは、今はその身網がその27mより浅いところにあるので、あれですね、小型定置漁業ということで、許可漁業の範囲の中に入っているんですよ。

〔米村委員〕 そういうことですか。

〔森田係長〕 ええ。それで、今後ちょっと沖、もうちょっと沖にというようなことも考えておられますので、そうなりとちょっと27mより深いところになったら、漁業法でその身網の部分が27mより深いところに入ってしまったら漁業権の定置漁業になりますというこ

とで定められておりますので、そちらの方でということですね、はい。

〔米村委員〕 それと、もう1点。鳥取県海面漁場計画の1ページですね。この線が引っ張ってあるのは、アカモク、ヒジキ、ニイナですね。

〔森田係長〕 はい。

〔米村委員〕 さっきその前にちょっと説明した中では、クロモとナマコ。これは。

〔森田係長〕 はい、すいません。それでですね、クロモとナマコについては、まずクロモの方を見ていただきますとですね、1号と2号には線が引いてあって、5号には線が引いていないんですけど、元々5号海区の方にはクロモというのが魚種としてありまして、今回新たに1号海区と2号海区にクロモをとということで、漁業権の魚種として設置すると。それで、ナマコにつきましても8号海区には無かったんですけど、現在の状況としましては、ナマコを多く捕っているというような状況がございますので、漁協さんからの要望もお聞きしまして、ナマコを、8号海区についてもナマコを設定するというごことでございます、はい。

〔米村委員〕 はい。分かりました。ありがとうございます。

〔田口会長〕 はい。他にはありませんか。

〔遠藤委員〕 はい。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔遠藤委員〕 今の資料ですけど、第一種共同漁業権の丸のついた分ですけども、同じ漁業権魚種の中で、例えばイワノリは2号海区は設定して無い、モズクは3号海区は設定して無いというようなことで、2号海区と3号海区は隣になるわけですけども、その漁場管理というふうな形の上から問題は無いんですか。

〔森田係長〕 そうですね、実際。ええ、分かります。

〔遠藤委員〕 例えば、当事者同士の話し合いで済むものなのかと。

〔森田係長〕 実際、確かにその漁業権ということで全ての海区に設定してあるというのが本当は管理上とかはいいということは確かにあるとは思いますが、やはり漁業権というのは、すいません。私がこんなことを、漁業を営んで、漁業を営むことに対する免許ということですので、多分おそらくこれ実際にその2号海区、例えばアマノリ、イワノリについて2号海区の中で漁業をして、漁獲をしてお金に変えるということが多分あまり無かったので、これまで漁業権として設定して欲しいとか、という話が多分無かったのではないのかなというふうに、正直思うんですよ。多分漁業権を設定するときは、いつも、いつも各海区の方に例えば漁協さんにお邪魔をして、新たにその設定して欲しい魚種はありませんかとか、もう捕らなくなったので、これはもういらんんじゃないですかというような話を、多分、しに行っていると思うんですよ。それで、多分そのアマノリ、例えばアマノリ、イワノリが2号海区に無かったというところに行ったところが捕っているので漁業権の中に入れて欲しいという話が無かったのではないのかなあというふうに思っておるところです。はい。

〔遠藤委員〕 そうだろうと思うんですけど。うちの人でもイワノリを冬場にたくさん捕るんです。今は地元の3号海区というんですか、夏泊の地先なわけだけど、昔、その酒津とか船磯とかに捕りに行っていたんです。自分がまだこういうことをあまり良く分かっていない時期です、自分の母親なんかを連れて行ったりしていたんです。それで、そんなことで

漁業権が設定して無いという。じゃあ行ってもええんかいなというふうな、そこら辺はその地元の隣接で、話し合いしていくもんだらうかなという、ではトラブルが無ければいいんですけど、同じ魚種で漁業権が設定してあるところと無いところについて。この度の青谷の、例えば中部地区でニシというのを要望したんですが、そのときもある組合員がニシ捕っている一般の人に、その組合員の人知らんと怒ったんです。そうしたところ、ニシは、よう知つとる人で、何だい、漁業権設定して無いじゃないかということが、逆に苦情が来たんです。そういうふうなトラブルの元が心配されないかなと思って、ちょっと。

〔森田係長〕 ええ、そうですね。確かにそういう面は非常にある。共同漁業権の、というのが何と言いますか、一定の水面を共同に利用し、営んで、基本的にはその関係地区というか、漁協さんというんですか、その管理というのがかなり大幅な大きなウエイトを占める部分があるので、多分その魚種としてある程度全てという部分が管理としてはいいという部分は確かにあるとは思いますが、一方で漁業の生産をして、それで経済的な価値を生み出すものについて、魚種は設定しなさいという話がありますので、やっぱりその中でもどれも、どれもというわけではなくて、やはり捕っているものというんですかね、捕って収入に変えていて、重要という言い過ぎかも知れませんが、収入に換えて漁業者様の生活の部分になっているものにやっぱり限定というんですかね、そういうものにしていくというところというのはちょっと線を引いていく必要があるのではないかなというふうには思っているところです。

〔田口会長〕 いいかな。漁業権の設定を今回しないということだな。

〔森田係長〕 はい、ええ。

〔田口会長〕 ここに載ってないのは。

〔森田係長〕 載っていないのはしないということです、はい。

〔田口会長〕 はい、遠藤さん、いいですか。

〔遠藤委員〕 そのニシが載ってないのは、理由は分かりますから。

〔田口会長〕 じゃあ、良ければ。

〔景山委員〕 ちょっと。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔景山委員〕 港湾区域、鳥取港は同じ。

〔森田係長〕 はい。

〔景山委員〕 この状況というんですか。

〔森田係長〕 はい。

〔景山委員〕 鳥取港は、港湾区域と同じということで。

〔森田係長〕 はい。

〔景山委員〕 港湾部、港湾部は何って言ったの。漁業権を出して3年間調整するという、港湾の中。

〔森田係長〕 港湾の中ですね、この全ての港についてですか。今ちょっと話をちょっとしているところで、まだちょっとはっきりとした答えが、まだ正直ないところで、正直こちらとしましては、計画は計画として立てたいと思っているので、そのない形で投げかけるということは考えているところなんですけど、そうですね、あとは漁港とか、港。

〔景山委員〕 この港の中の表記でないわけだ。

〔森田係長〕 無い、ここに書いてあるところは、今は無いですね。その。

〔景山委員〕 鳥取港だけか。

〔森田係長〕 その酒津、泊、御来屋、淀江、赤碕も今は無いんです、漁業権が。

〔景山委員〕 他はあるのか。

〔森田係長〕 他はあります、はい。

〔景山委員〕 港でも。

〔森田係長〕 あります。はい。それで、無いのでここに書いてあるのは後もうだいたいその工事も終わった。

〔景山委員〕 終わったところが、ある程度。

〔森田係長〕 終わったところですねので、もう終わって、その例えば工事をするということで、工事をするといってもその漁業者さんのためになる工事がほとんどなので、多分その補償とかという話しになっても、そういう求めたりということは多分無いのではないかと考えているので。

〔景山委員〕 完成すればな。

〔森田係長〕 ええ、そうです、完成すればですね。ですので。

〔景山委員〕 多分まだ完成していない場合は、だめだな。

〔森田係長〕 ええ、それで。

〔景山委員〕 鳥取港もまだ完成していないんですな。

〔森田係長〕 そうです。

〔景山委員〕 赤碕港も。

〔森田係長〕 それで、終わっているところについては、もう漁業権の中を設定して、実際にアワビとか、サザエとか捕っているというところも聞いていますので、設定してもらえようという話を、今、しているところでございます。はい。

〔景山委員〕 完成後は漁業権というものを設置すると。

〔森田係長〕 はい。

〔景山委員〕 いう、表現は入っているわけですか。いつまでも工事中、工事中でいつまでになるだか分からんしな。まだ完成していないやつが境にもあるんで、まだすごいあると思うだ。鳥取港も完成して無いんじゃないか。

〔祇園委員〕 赤碕は24年で終わったんです、だいたい港湾事業が一応終了になったんです。だから、最後の道具も持って帰ったんです。こないだ。一応赤碕も24年でだいたい終わりです。あとは、だから、新港の方ももう終わりましたし、あとは県の方で電機やああいうの、道路だとかね、ああいうものだけです。

〔田口会長〕 はい、景山委員。

〔遠藤委員〕 第三種共同漁業権の議事のことですけども。4号の東伯郡と北栄町、海岸線より1,000m、1,000mより内の操業でかけるということですか。

〔森田係長〕 3号、すいません。4号ですね、4号の地びき網につきましては、以前のその漁業権の中でその1,000mまでは漁業権で設定をしまして、そこから先の何メートルでしたっけ、500mでしたっけ、何百メートルかを許可で対応しているんです。漁業許可で。

〔遠藤委員〕 2,000mじゃないでしょうか、聞いたことがあるんです。

〔森田係長〕 それで、以前はもっと広い範囲だったんですけど、そこの漁業される他の漁業

種類とのその調整上の問題があったので、漁業権としては岸から 1,000mまでの範囲にして、そこから先の網を打つ部分と言うんですか、網を打つ範囲については漁業の許可で対応しているということなんです。

〔遠藤委員〕 分かった、分かった。

〔田口会長〕 いいですか。

〔景山委員〕 遠藤、勉強しとけ。

〔森田係長〕 すいません、ちょっと。

〔景山委員〕 1,000mあたり、そんなところ、北海道では地びき網の許可を出しとるわけ。

〔前田書記〕 許可は 2,000m。

〔田口会長〕 はい、他にありますか。無いようですけど、こういう方向で結論でいいですか。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 前回と右側の関係が変更になったから。いいかな。じゃあそういう方向で、じゃ、進んでもらおうというふうに、次の会は諮問の会議ですな。

〔事務局〕 はい。

〔田口会長〕 ではよろしいですね、それで。

〔一同〕 はい。

〔田口会長〕 はい、ありがとうございます。

## **議事 2 第 21 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）**

〔議案について報告された。〕

前田書記が資料 2 に基づき説明した。

〔田口会長〕 はい、終わりました。質疑ありますか。よろしいですか。決定した訳ではないですね。そういう方向だと。

〔前田書記〕 そうですね。届出については、もう既に実行されているんですけども、今後、その承認制によって、隻数の制限がされるということです。

〔遠藤委員〕 これは 1 年毎に届出を申し込むんですか。この、例えば、夏泊というのは 25 年の 12 月 31 日まで。

〔前田書記〕 そうですね、25 年の、

〔遠藤委員〕 また次の年は、また次の年で届出をすると。

〔前田書記〕 はい、そういうことになります。

〔景山委員〕 釣っただか、マグロを。

〔遠藤委員〕 ヨコワのことでしょう。ヨコワはクロマグロの仲間でしょう。

〔前田書記〕 そうです、ヨコワのことです。

〔遠藤委員〕 ヨコワのことだわいな。でも、それを届けとらんと釣られんということですか。

〔前田書記〕 今後ですね、今は、届出は目的としてないので、混獲で許されるレベルかもしれません。ただ、今後、承認制に移行して隻数制限をするという話になってきますと、承

認を受けなければクロマグロを採捕してはならないというような制限が加わる可能性が出てきますので、届出、今後クロマグロを捕るということであれば届出を今のうちからしておいた方がいいでしょうというお話をさせていただいています。それで、592 隻の届出があったというところであります。

〔米田委員〕 去年なんかは全然釣れなんだけど、やっぱり届出は必要になるのか。

〔前田書記〕 そうですね。

〔米田委員〕 必要だと。

〔前田書記〕 ハマチを釣るときでも仕掛けはほぼ一緒に、何かクロマグロも、クロマグロと  
いうか、ヨコワも釣れるというふうにはお聞きしています。

〔米田委員〕 うん、釣れるで、他の。

〔遠藤委員〕 定置漁業というのは、これは漁業権に基づく漁業だから、

〔前田書記〕 そうですね。

〔遠藤委員〕 とりあえず届け出せえという。

〔森田係長〕 いや、いや、この定置漁業というのは、そうだ、漁業権は除くので、どの部分  
ですか。定置は漁業権なので多分これには入ってこないと思います。この、という意味じ  
ゃなくてすみません、さっきの。

〔遠藤委員〕 入ってこないというのは。

〔森田係長〕 今の届出の対象というのは自由漁業しか、

〔遠藤委員〕 届出せえでもええっていいことですね。

〔森田係長〕 そういうことです、はい。そういうことです。

〔景山委員〕 ギンチャクは勝手に捕られとる。

〔遠藤委員〕 クロマグロの漁獲規制は、こうやってよう進んでいくんだけど、ハマチの漁獲  
規制はして欲しいですね。

〔景山委員〕 知らんがな、わしに言ったって。

〔遠藤委員〕 どこを見たらいいですかなあ、じゃあ。

〔景山委員〕 規制にまでいったら、ギャーギャー騒いでもダメだ。

〔田口会長〕 はい、はい、はい。

〔前田書記〕 はい。今の件でちょっと事務局からの補足をさせていただきます。以前もT A  
C魚種に指定するべきだみたいなお話があったかと思うんですが、そのT A Cにつきまし  
て、まずちょっと説明をしておかなきゃいけないなと思っておりまして、T A Cの対象魚  
種というのは科学的な知見があるということで、

〔景山委員〕 難しくていけんわ。

〔前田書記〕 それと、それから3つのことが、3つのことをクリアしてないといけないとい  
うふうになっております。それは漁獲量が多く、国民の生活上重要な魚種、それから資源  
状況が悪く、緊急に管理を行うべき魚種、日本周辺で外国人により漁獲されている魚種、  
この3つということになります。それで、ハマチ、ブリにつきましては、これまでは資源  
状況が比較的いいということで、管理の対象にはなかって無かったということなんです  
が、水産政策審議会の中で次のT A C魚種、新規のT A C魚種を検討してはどうかという話  
は出ておるということです。それで、広域漁業調整委員会の中でも、今後、資源管理につ  
いてどうしましょうかというような話も出ておりました。今度の秋の広域漁業調整委員会の

中では、何らかの措置を考えんといけんのではないかということ話し合いましたと、今の資源状況は比較的いいんだけど、いいうちに資源管理の措置を考えなきゃいけないのかなという話が出ておりましたので、今後その資源管理の対象になっていくものと思われれます。

〔遠藤委員〕 ハマチ。

〔前田書記〕 はい。

〔遠藤委員〕 会長さん、これ沿岸の漁師は、ほんに困つとるです、その大型船の大量のハマチに急落するです。沿岸のハマチ捕る漁業者の1人として、こういうことを要望していきたいと思う。

〔田口会長〕 ようござんすか、皆さん。

〔生越委員〕 これ、その統計はハマチの問題だけでも、もう1つずっと前から出とるけど規制すると、遠藤さんが言うのは、ようけ捕るだけ安くなるでないか。この間の広域漁業調整委員会はそうで無くって、成果あるか、無いかを見ているんで、今、前田さんが言われたように、これが無くなる、やっぱり資源管理せないけんじゃないかという問題と、安くなるけえ捕るな、では無しに。それから、この漁場もそうでした。その規制したが、このあいだ言いましたように、いっぺんに釣ったものを捕るとき、うるせいと言われるのが今までずっとやってきたけど、それで、資源が少なくなったもんで、これ規制せないけんじゃないかと、沿岸の人が非常に厳しくなるで、だから、おいていただきたいというのが1つ。それから、もう1つ、この1カ月前の海区調整委員会で説明したんたけど、これも決定じゃないけど、ほぼ決まりというような、隠岐海峡、島根半島と隠岐の島のあたりで、ようけ漁場を作って、うちなんかで作らせてハマチが出たり、いろいろ魚を、生き物を増やそうかっていう、マウンド魚礁と言うんだけど、いわゆる設定しようかという意見が出されたら、これも大きな反響が上がったり、いやいや、よかったというような、長崎はよかった、それから鹿児島ではいけなんだというような意見があったけど、委員会の中では全ての資源管理のため、増やすためにはいいことでやろうという格好になったもんで、今日そういう傾向になったと思うけど、そういうきっちり決まったり、場所が決まったり、また、箇所が決まったりしたら、本当に早い方が、いいと思いますけえ、そういう計画もあるんだけど、本当に鳥取県と島根県としても今そういう計画は大きな計画となっておりますので、これは、上の報告です。

〔遠藤委員〕 いや、これってその魚のある種の本音の話だけ、表向きは上手に言わないけんわ、本当に。それは上手に言わないといけん。それは、資源管理のことやっていかないけんだけ。思いはそういうことです、そういうふうな。

〔景山委員〕 ゆくゆくはそういう規制もうちもなってくると思うけど、現在は、今のところは多分ようせんですよ、施策。だんだん、だんだんハマチ類がようけになつとるけえ、ちよっこう捕らないけん、なんせ。周期で売っている、こうしてな、ハマチが少ない時もあったが、いつ。だけえ、この近年ハマチ類がようけになってしまう。ゴミみたいなもんだ、うちの刺網が当分なあ、600円すりゃどンドン箱代、氷代、油代と取るところが無い。持っていかないけんから、遠藤くんがこの言うのもよく分かりますと、それは、シケもんのことだ、なけな値段がボーンと3,000円ずつ、困ったもんですわ。ということで、会長さん。

〔田口会長〕 はい、はい。

〔前田書記〕 1点ちょっと、ごめんなさい1点。ブリの資源管理っていう話になった時に、一般的な話なんで聞き流してもらってもいいんですけど、資源管理にするとときに必ずやることっていうのは小型魚の保護っていうことになります。それで、例えばブリで言いますと、成熟年齢がだいたい3歳くらい、それで、3歳くらいっていうとサイズが80cmとか75cmとかそんなような、サイズになってしまうわけです。

〔景山委員〕 なあ、まき網にあるのを見て、ちゃんと調整せい。まき網も。ここに所長がおられるけど、そういう具合に書いてないだ。

〔前田書記〕 それで、まき網との調整というところで資源管理をするべきじゃないかという議論になるかと思えますけれど、その点、例えば小型魚を保護するというような話になったときには、例えば刺網もなんかサイズどうなのという話が、逆襲がある可能性もありますんで、そこはご理解いただきたいなと思えます。

〔景山委員〕 まき網で規制するようなら、小型もなんぼでもするわいな。だけど、現状は隠岐島がな、灯船が300キロぐらいの発電機つけてな、あれを野放しにしているわけだけな、だいたいな。ああいうのはいけんだけ。山口県はできるようにしたって大変だけんな。どうも隠岐島は300キロ、300、それが中型まき網の灯船が3灯か4灯、灯船乗せて、実際にここでゴミまで捕ろうかというわけだけな。そりゃ少なくなるに従って境も仲買さんが高い値になるが儲けにならないからこれはどうしてもうけになるだ、困ったもんだ。

〔田口会長〕 はい、どうぞ。

〔祇園委員〕 会長、今のクロマグロの件ですけど、うちのところは、届出してないんだけど。実は、今初めて見たんだけど、届出。もしサワラなんか釣りに出ているんだわな、うち。そういった時に釣った場合だったら逃がさないけんか。

〔景山委員〕 誰が逃がす者があるんだ。

〔遠藤委員〕 赤碕の方は無いか。

〔祇園委員〕 釣り漁業だけ自由漁業だと思っていただけ。

〔前田書記〕 現段階で言いますと、クロマグロを目的としてということなんで、今は混獲なんです。

〔景山委員〕 混獲、えらい混獲。

〔前田書記〕 ただ、ただですね、将来的に承認漁業に移行した場合を考えると、先ほど言いましたように承認をとらなければクロマグロを採捕してはならないなんていうふうになってしまうと大変なことですので。

〔景山委員〕 こんな皆になる。今後なる。

〔前田書記〕 今のうちに届出をとるところで。

〔景山委員〕 こがいならせんだけ。まあ、商売にならせんけ。

〔田口会長〕 はい。

〔景山委員〕 終わってください。

〔田口会長〕 よろしいでしょうか。遠藤さん、ハマチの話、よく分かんんです。

〔景山委員〕 次の話にするだけ。

〔遠藤委員〕 ハマチの話で盛り上げてもらいたい。組合長、いいことを言いなつた。隠岐の焚きたい放題というようなことを、だから規制、

〔景山委員〕 鳥取県も目をつぶってるだけ。まき網が無いけ鳥取県のは、もっとどんどん、  
どんどん言ってごせりゃいいですけ。

〔米田委員〕 境の灯船は何キロなんですか。

〔景山委員〕 何の。

〔米田委員〕 発電機は。

〔景山委員〕 調整上は 200 キロなら 200 キロに書いてあるだけ、うそと思うよ。イカ釣りは  
だいたい調整するって言うてるんだけども。まき網はだいたい。

〔遠藤委員〕 全国の県がこうやって要望出してくると違ってくるでしょうから、ハマチだ、  
ハマチだという声も挙がってくるといって、早急になって欲しいもん、正直なところはね。

〔景山委員〕 要するに値段が上がりさえすればいいことだ、遠藤くん。

〔遠藤委員〕 組合が助かるし、

〔景山委員〕 組合も助かるし、やっぱり組合というよりはもう漁業者たちが助かるのが一番  
いい。

〔田口会長〕 表向きで価格の話はだめだと。資源管理で表向きはいかんといけんと。

〔遠藤委員〕 それは全国で生越さんがそうじゃないと言いなるけど、全国でバツ、バツと上  
がると、ぜひ。

〔田口会長〕 そういうことをございますんで、今回も結論にはなりません。

〔景山委員〕 事あるごとに、話してごさな。皆だけな。

〔田口会長〕 はい。それじゃあ、この報告事項はいいですか。そういう方向になろうかなと  
いうことであります。今日の予定している案件 2 件これで終わりました。

## その他

〔田口会長〕 その他案件は事務局の方からあるんですか。

〔前田書記〕 特にございませんけれど、議題の 1 のところで、海区委員会を 5 月に 2 回  
開かせていただくというお話をさせていただきました。また、日程調整、

〔景山委員〕 日程調整するなもう。日程調整してな、親分がな、出られんという時にな、  
会を開くからな。それでもやっぱり赤碕も困つとる大事な漁業権のことだしな。わし  
も出たいけど、すごくまじめにやっていっているんだ、こないだ、お前な、午後やっ  
てもいいですよ、って言って、あのざまだ。

〔前田書記〕 はい。また周知して。

〔景山委員〕 公選で出ているんだからな、我々は。やっぱり全部日程が済まん時もある  
し、電話連絡してこうこう、こうけど、ここは話せばいいけど、今頃皆、携帯電話  
を持っておりますし、それもあると思うんだ、原因は。よく分かったか。

〔前田書記〕 はい、分かりました。

〔景山委員〕 面倒だけどな。

〔田口会長〕 じゃあ、5 月に 2 回ほど予定しますか。他には無い、事務局の方も。何か  
ございませんか。じゃあ委員の皆さまがたの方からせつかくですから案件があれば。  
ありませんか。はい。無いようでございますんで、本日の 342 回の委員会はこれで閉じ

ます。ありがとうございました。  
〔事務局〕 ありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

平成25年4月2日